

令和8年度 保育施設入所申込みに関する確認書

保護者氏名（ ）

【 1. 家庭の状況 】 申込み児童名（ ）（ ）（ ）

区 分	母親の状況	父親の状況		
出産予定	予定： 令和 年 月 日 (母子手帳のコピーをつけてください)			
令和7年 1月～12月 までの状況	・常勤 ・パート等 ・内職 ・自営 ・農業等 ・学生 ・その他（ ）	・常勤 ・パート等 ・内職 ・自営 ・農業等 ・学生 ・その他（ ）		
	勤務先名	就労期間	勤務先名	就労期間
		月～ 月		月～ 月
		月～ 月		月～ 月
住民票について	令和 7年 1月 2日以降に大津町へ転入した、または転入予定（ はい ・ いいえ ） （※「はい」の場合は、転入前の住民票住所地を記入してください。）			

【 2. 児童の状況 】

申し込み児童の 現在の保育状況	1 母親または父親が保育している	6 保育施設に預けている（ ）保育園
	2 祖父母等が保育している	7 託児所に預けている（名称 ）
申し込みしない 就学前の兄弟姉妹の 状況	3 親類に預けている	8 幼稚園に預けている（ ）幼稚園
	4 仕事しながら保育している	9 一時保育に預けている（ ）保育園
申し込みしない 就学前の兄弟姉妹の 状況	5 職場に連れて行く（施設 有・無）	10 その他（ ）
	1 母親または父親が保育している	6 保育施設に預けている（ ）保育園
申し込みしない 就学前の兄弟姉妹の 状況	2 祖父母等が保育している	7 託児所に預けている（名称 ）
	3 親類に預けている	8 幼稚園に預けている（ ）幼稚園
申し込みしない 就学前の兄弟姉妹の 状況	4 仕事しながら保育している	9 一時保育に預けている（ ）保育園
	5 職場に連れて行く（施設 有・無）	10 その他（ ）
申込み児童の 発達・健康状態	児童名 【 】	1 発育に関する相談歴 無 ・ 有（相談内容 ）
		2 身障手帳・療育手帳 無 ・ 有（等級： ） ・ 申請中 … 障害内容（ ）
		3 病歴・持病など 無 ・ 有（病名 ） / □通院中である □服薬中である ）
		4 アレルギー 無 ・ 有（種類 ） / 程度 ）
	児童名 【 】	1 発育に関する相談歴 無 ・ 有（相談内容 ）
		2 身障手帳・療育手帳 無 ・ 有（等級： ） ・ 申請中 … 障害内容（ ）
		3 病歴・持病など 無 ・ 有（病名 ） / □通院中である □服薬中である ）
		4 アレルギー 無 ・ 有（種類 ） / 程度 ）
	児童名 【 】	1 発育に関する相談歴 無 ・ 有（相談内容 ）
		2 身障手帳・療育手帳 無 ・ 有（等級： ） ・ 申請中 … 障害内容（ ）
		3 病歴・持病など 無 ・ 有（病名 ） / □通院中である □服薬中である ）
		4 アレルギー 無 ・ 有（種類 ） / 程度 ）
備考	保育施設の利用にあたり、その他に心配な点がありましたらご記入ください。	

裏面もご記入ください

【 3. 入所および申込みに関する確認・同意 】

確認事項	同意欄
1 入所申込み時に就労証明書を『就労予定』で提出している場合は、就労開始日後『就労中』の就労証明書を速やかに子育て支援課または保育施設へ提出してください。	☐
2 保育施設入所中に離職した場合は、2ヶ月以内に就労しなければ、退所となります。また、入所申込み時に求職中だった場合も、入所開始から2ヶ月以内に就労しなければ、退所となります。就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。	☐
3 入所決定後、就労証明書の内容と実際の就労状況が、大きく異なることが判明した場合は、入所取り消しおよび再協議となる可能性があります。就労証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。	☐
4 第1子入所中に第2子を妊娠・出産し、育児休業を取得する場合は、①出産日より1年以内に育休復帰する、②育休復帰にあわせ第2子の保育施設入所申込みをする、以上の条件が満たされれば第1子の入所継続が可能です。	☐
5 入所中児童が標準時間で保育施設を利用している場合、母の産後4か月目から育休復帰するまでは短時間での利用となります。所定の申請書の提出が必要になるので、速やかに子育て支援課までご連絡ください。 (例) 出産日 7月21日→11月1日から育休復帰まで短時間に変更	☐
6 保育施設を利用する事由がなくなった場合、保育施設は退所となります。退所する場合は、「退所届」を役場へ提出してください。退所日は月末となります。	☐
7 町外へ転出される場合は、転出日の月末に退所となります(※月初日の転出のみ、前月末日での退所)。継続して大津町内の保育施設へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。(ただし、大津町に住民票がある方の入所が優先となりますので、保育施設の空き状況次第では継続入所の保障はできません。)	☐
8 保育料に滞納がある場合、児童手当を保育料に充てさせていただく可能性があります。(何らかの事情で保育料を納められない方は、子育て支援課へご相談ください。)	☐
9 保育料に滞納がある場合、入所協議の点数を減点しますので、納付状況を各施設に確認する場合があります。	☐
10 保育料の無償化は、3歳の誕生日を迎えて進級された4月から無償化の対象となります。(例) 7月21日に3歳の誕生日→翌年4月1日から保育料無償	☐

保育施設の入所につきまして、上記事項について確認し、同意します。
また、保育料につきまして、滞納のないよう支払うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

〔留意事項〕

- ・記載事項に事実と相違する内容があった場合は入所を取消・解除することがありますので、正確に記入してください。
- ・全ての事項について必ず記入をしてください。
- ・不明な点等あった場合は、書類の提出を求めることがあります。
- ・申告票を提出した後、記載事項に変更があった場合は、子育て支援課へ連絡をしてください。

保育施設入所および申込みに関する確認票（同意書）

申込み児童名（ ）

確認事項および同意事項		同意欄
1	入所申込み時に就労証明書を『就労予定』で提出している場合は、就労開始日後、『就労中』の就労証明書を速やかに子育て支援課または保育施設へ提出してください。	☐
2	保育施設入所中に離職した場合は、2ヶ月以内に就労しなければ、退所となります。また、入所申込み時に求職中だった場合も、入所開始から2ヶ月以内に就労しなければ、退所となります。就労先が決まり次第、「就労証明書」を提出してください。	☐
3	入所決定後、就労証明書の内容と実際の就労状況が、大きく異なることが判明した場合は、入所取り消しおよび再協議となる可能性があります。就労証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課までご連絡ください。	☐
4	第1子入所中に第2子を妊娠・出産し、育児休業を取得する場合は、①出産日より1年以内に育休復帰する、②育休復帰にあわせ第2子の保育施設入所申込みをする、以上の条件が満たされれば第1子の入所継続が可能です。	☐
5	入所中児童が標準時間で保育施設を利用している場合、母の産後4か月目から育休復帰するまでは短時間で利用となります。所定の申請書の提出が必要になるので、速やかに子育て支援課までご連絡ください。 (例) 出産日 7月21日→11月1日から育休復帰まで短時間に変更	☐
6	保育施設を利用する事由がなくなった場合、保育施設は退所となります。退所する場合は、「退所届」を役場へ提出してください。退所日は月末となります。	☐
7	町外へ転出される場合は、転出日の月末に退所となります(※月初日の転出のみ、前月末日での退所)。継続して大津町内の保育施設へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。(ただし、大津町に住民票がある方の入所が優先となりますので、保育施設の空き状況次第では継続入所の保障はできません。)	☐
8	保育料に滞納がある場合、児童手当を保育料に充てさせていただく可能性があります。(何らかの事情で保育料を納められない方は、子育て支援課へご相談ください。)	☐
9	保育料に滞納がある場合、入所協議の点数を減点しますので、納付状況を各施設に確認する場合があります。	☐
10	保育料の無償化は、3歳の誕生日を迎えて進級された4月から無償化の対象となります。 (例) 7月21日に3歳の誕生日→翌年4月1日から保育料無償	☐

保育施設の入所につきまして、上記事項について確認し、同意します。
また、保育料につきまして、滞納のないよう支払うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

保護者名 _____

〔留意事項〕

- ・記載事項に事実と相違する内容があった場合は入所を取消・解除することがありますので、正確に記入してください。
- ・全ての事項について必ず記入をしてください。
- ・不明な点等あった場合は、書類の提出を求めることがあります。
- ・申告票を提出した後、記載事項に変更があった場合は、子育て支援課へ連絡をしてください。